

イタリアの政策概要

■ 政策枠組

総合計画	<ul style="list-style-type: none">● 持続可能なプラスチック国家計画(案) (詳述①)● 国家海洋戦略
------	--

基本法制度 拡大生産者責任 (EPR)	<ul style="list-style-type: none">● グリーンエコノミーの促進と自然資源の過度な使用を制限する措置● 廃棄物削減の国家プログラム (詳述②)● プラスチック容器包装廃棄物のEPR (詳述③)
---------------------------	--

■ 資源循環

リデュース	<ul style="list-style-type: none">● 使い捨てプラスチック製品税 (詳述④)● 非分解性プラ袋の使用禁止及び軽量プラ袋の有料化 (詳述⑤)● プラ製綿棒の販売禁止 (詳述⑥)● Plastic Free Campaign (#PFC) (詳述⑦)
-------	---

リユース リサイクル	<ul style="list-style-type: none">● コンソーシアムCOREPLAがプラスチック容器包装廃棄物の回収とリサイクルを促進
---------------	--

マイクロ ビーズ	<ul style="list-style-type: none">● マイクロビーズを含むリンスオフ化粧品の販売の禁止 (詳述⑥)
-------------	---

代替素材	<ul style="list-style-type: none">● 生分解性プラスチック促進のための共同事業体Biorepackを発足● 国家バイオエコノミー戦略の更新
------	---

公共調達	<ul style="list-style-type: none">● PAN GPP (公共調達国家活動計画)により、調達には最低環境基準の義務的適用
------	--

■ 適正処理

廃棄物処理 体制	<ul style="list-style-type: none">● プラスチックの量と質に基づき自治体に分別回収費用を支払う自治体連合・CONAI協定の導入
-------------	--

流出防止	<ul style="list-style-type: none">● リゾート海岸でのプラスチックの投げ捨て及び使い捨てプラスチック使用禁止の啓蒙活動。
------	---

ごみ回収	<ul style="list-style-type: none">● 漁網にかかったプラスチックごみに対する報酬を漁礁従事者に支払うサルバマーレ法の導入 (詳述⑧)● 海底における廃棄物の回収・管理協定 (詳述⑨)
------	---

■ 横断的取組

技術開発	<ul style="list-style-type: none">● 2020年度予算から、持続可能な環境に関する事業や研究に支援・投資 (FRI)の拡充● 海洋および海事産業システムでの技術開発
------	--

普及啓発 官民協力	<ul style="list-style-type: none">● サーキュラーエコノミーネットワークの設立● 国内すべての大学で使い捨てのプラスチックの削減や海洋保護の啓発キャンペーンを実施
--------------	---

科学的知見 の蓄積	<ul style="list-style-type: none">● サーキュラーエコノミー推進のための産業共生の実施に関する課題の調査・研究● バイオエコノミー部門の新技术に関する研究
--------------	---

国際協力	<ul style="list-style-type: none">● プラ製品の循環型設計、責任ある使用、リサイクル及び再生プラの利用促進に取り組むヨーロッパプラスチック協定 (EPP) に参加
------	--

① イタリア：持続可能なプラスチック国家計画（案）

経済開発省と環境・国土・海洋保全省が、すべてのサプライチェーンと労働組合、自治体と協力して使い捨てプラスチックの消費を削減し、リサイクルを促進することを目的にした国家計画。

開始年・期間 策定中

目標等

生産段階でのリサイクルされた又はコンポスト可能なプラスチックへ転換するインセンティブの提供。持続可能な革新的な製品を開発するための研究開発を支援。

対策

4つの領域における介入策を予定している。

- **生産施設の転換支援**：再生プラスチックまたは堆肥化可能なプラスチック製造施設への転換（インセンティブや税的優遇措置を含む）。
- **研究開発への支援**：使い捨て製品の削減に向けた、環境面で持続可能な革新的な製品の開発の促進。再使用やリサイクルのニーズを満たすプラスチックの新たな製造方法を特定するための具体的な研究事業の促進・奨励。当該研究事業の民間セクター及びアカデミアとの協力。
- **公共機関におけるプラスチックの削減**：公共機関内で使用されている使い捨てプラスチック製品の段階的削減。
- **意識啓発**：特に使い捨てプラスチック廃棄物の防止に有用な手法やイニシアティブについての市民の意識向上の促進。

②イタリア：廃棄物削減に向けた国家プログラム Plastics Smart

イタリア政府は、EU環境指令（98/2008/EC）によって要求されている廃棄物削減に向けた国家プログラムを承認した。このプログラムは容器包装を含む5つの特定の廃棄物に焦点を当てている。

策定年・期間 2013年～2020年

目標等

- 2010年のレベルと比較した2020年の目標
 - GDP単位あたりの都市固形廃棄物発生率を5%削減
 - GDP単位あたりの特定有害廃棄物（※）発生率を10%削減
 - GDP単位あたりの非特定有害廃棄物発生率を5%削減
- （※特定廃棄物の定義：法152/2006第184条第3項によると、農業及び農産業からの廃棄物、解体または建設廃棄物、工業プロセス廃棄物、製造業からの廃棄物、商業活動からの廃棄物、廃棄物回収処分からの廃棄物または水処理汚泥、衛生活動から生じる廃棄物）

対策

- 目標の達成に向けた具体的措置として、包装廃棄物については、製品のまとめ売りの促進、ボトル水の代わりに水道水の利用奨励が挙げられている。
 - 具体的措置の進捗確認のための指標として、包装廃棄物については、製品のまとめ売りの促進に関する協定や実施する事業者の数、ボトル水よりも水道水の利用を奨励する情報キャンペーンの数プログラムの数、給水機の設置数が設定されている。
- ※当プログラムの評価報告書の公表は確認できていない。

③イタリア：プラスチック容器包装廃棄物のEPR

EU環境指令を踏まえたEPRスキームを構築しており、国内のプラスチック容器包装の生産者及び使用者は、1997年に制定された容器包装リサイクル法（legislative Decree 152/06）に基づいて設立された非営利民間団体CONAI（全国包装容器組合）にEPR手数料(CONAI Environmental Contribution; CAC)を支払う仕組みになっている。

開始年・期間 1997年制定

対象

プラスチック容器包装

内容

- **手数料**：EPR手数料は容器包装の重量、種類によって課せられるため、重量を削減するインセンティブとなっている。プラスチック容器包装のEPR手数料は環境貢献の程度により単価が定められており、A分類（分別/リサイクル可能な産業用包装）は€150/t、C分類（現在の技術の状態では、分別できない/リサイクルできない包装）は€546/tである（2020年1月現在）。
- **CONAI**：CONAIはプラスチックの他、紙、ガラス、鋼鉄、木材、アルミニウムの6つのコンソーシアムがあり、各部門で容器包装のリサイクルを実施している。
- **適用除外**：輸出用包装容器及び包装容器以外のプラスチックは該当しない。

実績

2017年には98万7千トンのプラスチック容器包装がリサイクルされた。

④イタリア：使い捨てプラスチック製品税

イタリアの2020財政年度予算法に基づき、2021年から使い捨てプラスチック製品1kg当たり0.45€を課税予定。

開始年・期間

当初は2020年7月1日開始予定であったが、2021年1月1日に延期。

対象

- **対象製品**：プラスチック製品（ポリエチレンのボトル・袋・食品容器、テトラパック容器、ポリスチレン包装、緩衝材、プラスチック製キャップ及び類似品を含む）
- **適用対象外**：堆肥化可能なものや医療用プラスチック、使い捨てプラスチック製品に含まれるリサイクルされたプラスチック。また、長期間使用することを特徴とする液体の缶やバケツ等。
- **課税対象者**：対象製品のイタリア国内製造メーカー、経済活動を目的とした対象製品の購入者（製品は他のEU加盟国からのものも同様）、対象製品の販売者、EU加盟国以外の場合は輸入業者。

内容

- 対象製品1kg当たり€0.45の比例税を導入。
- 税未払いの場合は、未払金の2倍から10倍の範囲で最低€500の罰金が課せられる。遅延した場合もペナルティあり。

実績

税導の延期により、€約1億4,000万の税収が失われたと見積もられている。

⑤イタリア：プラスチック袋の使用禁止・有料化

2011年、イタリア政府はヨーロッパで最初に非生分解性のプラスチック袋の使用を禁止した。また、2017年8月には、15 μ m未満のプラスチック袋は、有償で提供され、堆肥化可能、バイオマス割合40%以上とする法を2018年1月より施行。

開始年・期間 2011年1月1日（非生分解性プラ袋の禁止）
2018年1月1日（軽量プラ袋の有料化）

対象

- 非生分解性プラスチック袋

内容

- **使用禁止**：2011年に、厚さ60 μ m未満（食品用途の場合は100 μ m）の非生分解性のプラスチック袋の使用を禁止。また、2012年に、EN13432に準拠した堆肥化可能なプラスチック袋、一定の厚さ以上の再利用可能なプラスチック袋、及び紙、天然繊維素材以外のレジ袋を禁止。規制対象外となる再利用可能プラスチック袋の厚さの下限值は以下のとおり。
【持ち手が袋の一部となっていない袋】
食品用途の場合、厚さ200 μ m以上、かつ再生プラスチックの含有率が30%以上
非食品用途の場合、厚さ100 μ m以上、かつ再生プラスチックの含有率が10%以上
【持ち手が袋の周囲にある袋】
食品用途の場合、厚さ100 μ m以上、かつ再生プラスチックの含有率が30%以上
非食品用途の場合、厚さ60 μ m以上、かつ再生プラスチックの含有率が10%以上
- **罰則**：違反した場合、€2,500～€25,000の罰金が科せられる。
- **有料化**：2018年より、ばら売りの食品等を入れる厚さ15 μ m未満の軽量プラスチック袋は、有償（\$ 0.025～\$ 0.12）で提供され、堆肥化可能、バイオマス割合40%以上（※）とする法令を可決。 ※2020年1月に50%以上、2021年1月に60%以上と段階的な引き上げ。

実績

2011年からの7年間でプラスチック袋の消費を50%以上削減。

⑥イタリア：使い捨てプラスチック製品の使用禁止

プラスチック製の使い捨て綿棒及びマイクロビーズが意図的に添加されたリンスオフ化粧品の販売を禁止。

開始年・期間 2019年1月1日（綿棒） 2020年1月1日（マイクロビーズを含む化粧品）

対象

- **対象**：非分解性で堆肥化できない、使い捨てプラスチック製綿棒及び非水溶性の5mm以下のプラスチック（マイクロビーズ）が意図的に添加されたリンスオフ化粧品の販売の禁止
- **綿棒の適用除外**：生分解性及び堆肥化可能な素材でできているもの

内容

- **義務の内容**：綿棒の製造業者は、包装に綿棒の正しい廃棄方法（トイレや排水溝に捨てることを禁止する等）の情報を明記しなければならない。
- **罰則**：製造業者に€2,500～€25,000の罰金が科せられる。多量の製品を販売している場合、またはそれらの売り上げが違反業者の総売り上げ20%を超える場合は、罰金が大幅に増大する可能性がある。

⑦イタリア : Plastic Free Campaign (#PFC)

公共及び民間のオフィスにおける使い捨てプラスチックの使用の削減を目的としたキャンペーン。環境・国土・海洋保全省が先進的事例として、同省での使い捨てプラスチックの使用を禁止し、個人や組織、地方自治体に対して参加を求めた。

開始年・期間 2018年6月12日開始

目標等

最初に参加表明した自治体はアシシ市で、12か月内に市政府及び市内の小売店や事業者による使い捨てプラスチックの使用を廃絶することを目標とした。

対策

- **参加ガイドライン** : 参加するためには、PETボトルの販売を禁止することや、カップ・スプーン・ストローなどの使い捨てプラスチックの排除、マイカップの促進などが求められる。
- **キャンペーン** : 参加者は、参加表明や公約事項をハッシュタグ # PFCでツイートすることが奨励されている。
- **具体的措置** : 環境省は使い捨てプラスチックの排除に向けて以下の措置を導入した :
 - － 自動販売機におけるプラスチック飲料ボトルの排除
 - － 飲料用給水機を設置
 - － 職員に向けた再使用可能なアルミ製ボトルの無料配布
 - － 自動販売機におけるコップをプラスチックから紙へ、マドラーをプラスチックから木製へ置き換え
 - － 環境省の幼稚園における使い捨てプラスチック製品の排除

⑧イタリア：海洋と陸水における廃棄物の回収及び循環型経済の推進に向けた規定(Salvamare法)

海洋生態系の回復と地元経済の推進、海洋・湖沼・河川等での廃棄物の投棄の防止に向けた行動啓発を目的としている。漁網にかかってしまったプラスチックごみを漁業者が収集場所へ持っていき、それに対する報酬を支払うシステムを導入。

策定年・期間

2019年10月24日代議院にて承認。10月25日に大統領へ送付。

対策

法案は以下の条文から構成されている。

- 非生分解性プラスチックの使用禁止
- 生分解性材料から構成される製品の生産・マーケティングのインセンティブの担保
- 特定の使い捨てプラスチック製品の市場への流通の制限
- 漁業者が海域で回収した廃棄物の漁港搬入の促進：漁業者のコストが発生しないように、回収・処理コストは廃棄物税に含まれており、地元地域全体で負担することになっている。

⑨イタリア：海底における廃棄物の回収・管理協定

環境・国土・海洋保全省が、漁港関連機関、海洋保護区関連機関、市政府、環境団体、地元漁業組合、スキューバダイビング組合との間で締結した、海洋保護区付近の特定漁港の海底にある廃棄物の回収・管理に関する協定。

開始年・期間 2017年 – 2018年に協定締結

目標等

海底にある廃棄物の回収及び管理に関する統合システムを構築することを目的としている。

対策

協定における主要な活動は以下の通りである。

- 漁業者や海洋保護区関連機関に対する海底から回収された廃棄物を収容する容器の配布
- 廃棄物を搬入する適切なサイトの特定及び分別回収を行うための箱・容器の設置
- 海洋保護区の観光客、漁業者及びスキューバダイビング組合に対する関連活動から発生する廃棄物の適正な管理方法に関する意識啓発及び教育の実施
- 分別回収に関するトレーニングの実施
- ぽい捨ての防止・削減に向けたマナーを守る行動の推進
- スキューバダイビングの関係者に対する廃棄物の「ホットスポット」発見時の報告を行う意識啓発活動